

「ガス溶接技能講習」処分通知について報告

一般社団法人 山形県溶接協会

令和4年1月7日（金）付けにて、山形労働局長より登録教習機関 一般社団法人山形県溶接協会に対して、ガス溶接技能講習において受講者に対し、ガス溶接技能講習規程第2条所定の講習時間より時間が不足する講習を行い、もって、労働安全衛生法第77条7項の規定に違反したことによりガス溶接技能講習の業務を6か月間停止するとの処分通知が発令になりました。

同時に、講習受講者に対し、交付した技能講習修了証は無効であることを直ちに通知するとともに修了証を回収すること。停止期間解除後直ちに補講を実施し受講者に対して改めて修了証を交付すること、との通達がありました。

このことにより、補講該当者をはじめ、受講希望者、関係各所には多大なご迷惑をおかけすることに至り衷心より謝罪申し上げます。

また、今回の通達は、登録教習機関ガス溶接技能講習に関しての業務停止処分です。アーク溶接特別教育、一般社団法人日本溶接協会の指定機関業務（JIS 評価試験）に関する業務は対象外となっておりますので通常業務として行います。